

# # 入管法改悪反対！ 第4弾

## # 監理措置の導入に 反対します

政府提出の入管法改正案は、

非正規滞在者について、逃亡や罪証隠滅のおそれその他を考慮して「相当と認めるとき」は、「300万円を超えない範囲で保証金」を納付させ、かつ、「監理人による管理」をさせて収容しない、としています。

としています。しかし、

- ① これまでの仮放免制度と同じように釈放するかどうかを入管が決めるため、**収容者減少、長期収容解消につながる保証はまったくありません**
- ② 収容は無条件、司法審査なし、無期限という**国際法違反**の状態\*は変わりません
- ③ 「監理人」は、監督、届出 (=通報) という**罰則のある重い義務**を負わされ、信頼関係が破壊されます

\*国連恣意的拘禁作業部会は2020年9月、自由権規約9条違反という意見を発表



全国難民弁護団  
連絡会議

Japan Lawyers Network for Refugees



# open the gate for all